

I 社会保障給付費の範囲等

1. 社会保障給付費の範囲は、ILO（国際労働機関）が国際比較上定めた社会保障の基準に基づいて決定されている。

ILOでは、社会保障の基準を次のように定めている。すなわち、以下の3基準を満たすすべての制度を社会保障制度と定義する。

- ① 制度の目的が、次のリスクやニーズのいずれかに対する給付を提供するものであること。
(1)高齢 (2)遺族 (3)障害 (4)労働災害 (5)保健医療 (6)家族 (7)失業
(8)住宅 (9)生活保護その他
- ② 制度が法律によって定められ、それによって特定の権利が付与され、あるいは公的、準公的、若しくは独立の機関によって責任が課せられるものであること。
- ③ 制度が法律によって定められた公的、準公的、若しくは独立の機関によって管理されていること。あるいは法的に定められた責務の実行を委任された民間の機関であること。特に、労働者災害補償の制度については、民間機関により実行されていることがあるが、対象の中に含めるべきである。

上記の基準に従えば、社会保障制度として、社会保険制度（雇用保険や労働者災害補償保険を含む）、家族手当制度、公務員に対する特別制度、公衆衛生サービス、公的扶助、社会福祉制度、戦争犠牲者に対する給付などが含まれる。

社会保障給付費は、上記のILO基準に従い、国内の社会保障各制度の給付費について、毎年度の決算等をもとに推計したものである。なお、ILO基準に従えば、児童福祉、老人福祉等の分野で地方自治体が地方の財政のみにより行っている事業等の費用も上記の基準に合致するものであれば社会保障給付費から除外されるものではないが、国内の統計資料の制約から基本的には含まれていない。

ILOは1949年以来19回の社会保障費用調査を実施し、各国から提供された社会保障費データを、“The Cost of Social Security”としてインターネットのホームページで公開している。

(ILO該当URLは<http://www.ilo.org/public/english/protection/seccsoc/areas/stat/css/index.htm>)

2. 社会保障給付費の「医療」「年金」「福祉その他」部門別分類は、次のとおりである。
「医療」には、医療保険、老人保健の医療給付、生活保護の医療扶助、労災保険の医療給付、結核、精神その他の公費負担医療、保健所等が行う公衆衛生サービスに係る費用等が含まれる。
「年金」には、厚生年金、国民年金等の公的年金、恩給及び労災保険の年金給付等が含まれる。
「福祉その他」には、社会福祉サービスや介護対策に係る費用、生活保護の医療扶助以外の各種扶助、児童手当等の各種手当、医療保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付、雇用保険の失業給付が含まれる。また、再掲した介護対策には、介護保険給付と生活保護の介護扶助、原爆被爆者介護保険法一部負担金及び介護休業給付が含まれる。
3. 社会保障給付費の機能別分類は、上記社会保障給付費の範囲1. ①におけるリスクやニーズごとに給付費を集計したものである。

Ⅱ 平成19年度社会保障給付費の概要

1. 平成19年度の社会保障給付費の総額は91兆4,305億円である。

- (1) 部門別社会保障給付費をみると、「医療」が28兆9,462億円（31.7%）、「年金」が48兆2,735億円（52.8%）、「福祉その他」が14兆2,107億円（15.5%）である。
- (2) 平成19年度社会保障給付費の対前年度伸び率は2.6%であり、対国民所得比は24.40%である。
- (3) 国民1人当たり社会保障給付費は71万5,600円であり、1世帯当たりでは187万8,700円となっている。

表1 部門別社会保障給付費

社会保障給付費	平成18年度	平成19年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
計	891,098 (100.0)	914,305 (100.0)	23,207	2.6
医療	281,027 (31.5)	289,462 (31.7)	8,435	3.0
年金	473,253 (53.1)	482,735 (52.8)	9,483	2.0
福祉その他	136,818 (15.4)	142,107 (15.5)	5,289	3.9
介護対策(再掲)	60,601 (6.8)	63,727 (7.0)	3,126	5.2

(注) () 内は構成割合である。

表2 部門別社会保障給付費の対国民所得比

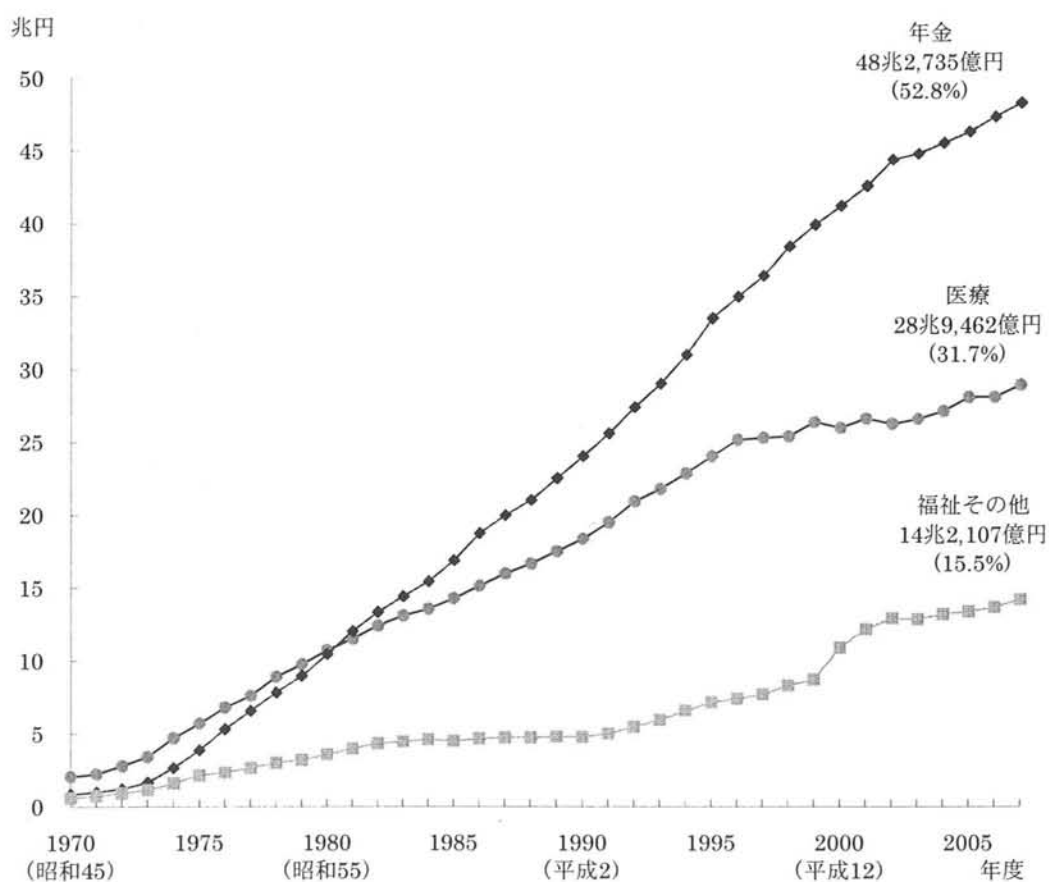
社会保障給付費	平成18年度	平成19年度	対前年度増加分
	%	%	%ポイント
計	23.85	24.40	0.54
医療	7.52	7.72	0.20
年金	12.67	12.88	0.21
福祉その他	3.66	3.79	0.13
介護対策(再掲)	1.62	1.70	0.08

表3 1人（1世帯）当たり社会保障給付費

社会保障給付費	平成18年度	平成19年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	千円	千円	千円	%
1人当たり	697.4	715.6	18.2	2.6
1世帯当たり	1,850.8	1,878.7	27.9	1.5

（注）1世帯当たり社会保障給付費＝（世帯人員総数／世帯総数）×1人当たり社会保障給付費
によって算出した。

図1 社会保障給付費の部門別推移



2. 機能別社会保障給付費をみると「高齢」が全体の50.1%で最も大きく、ついで「保健医療」が31.1%であり、この二つの機能で81.2%を占めている。これ以外の機能では、「遺族」(7.2%)、「家族」(3.4%)、「障害」(3.0%)、「生活保護その他」(2.5%)、「失業」(1.3%)、「労働災害」(1.1%)、「住宅」(0.4%)の順となっている。

表4 機能別社会保障給付費

社会保障給付費	平成18年度	平成19年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
計	891,098 (100.0)	914,305 (100.0)	23,207	2.6
高齢	446,618 (50.1)	457,900 (50.1)	11,282	2.5
遺族	64,479 (7.2)	65,755 (7.2)	1,277	2.0
障害	25,618 (2.9)	27,760 (3.0)	2,142	8.4
労働災害	9,829 (1.1)	9,738 (1.1)	△ 90	△ 0.9
保健医療	274,696 (30.8)	283,993 (31.1)	9,297	3.4
家族	30,705 (3.4)	30,733 (3.4)	28	0.1
失業	12,396 (1.4)	11,871 (1.3)	△ 525	△ 4.2
住宅	3,416 (0.4)	3,611 (0.4)	195	5.7
生活保護その他	23,341 (2.6)	22,943 (2.5)	△ 398	△ 1.7

(注)

1. () 内は構成割合である。
2. 機能別の項目説明は、33頁を参照。
3. 平成19年度については、平成18年度の障害者自立支援法施行に伴い、「家族」から「障害」に移行した費用があること等による影響に引き続き留意する必要がある、平成18年度以前と単純に比較することができない。

表5 機能別社会保障給付費の対国民所得比

社会保障給付費	平成18年度	平成19年度	対前年度増加分
	%	%	%ポイント
計	23.85	24.40	0.54
高齢	11.95	12.22	0.26
遺族	1.73	1.75	0.03
障害	0.69	0.74	0.05
労働災害	0.26	0.26	△ 0.00
保健医療	7.35	7.58	0.22
家族	0.82	0.82	△ 0.00
失業	0.33	0.32	△ 0.02
住宅	0.09	0.10	0.00
生活保護その他	0.62	0.61	△ 0.01

(注) 平成19年度については、平成18年度の障害者自立支援法施行に伴い、「家族」から「障害」に移行した費用があること等による影響に引き続き留意する必要がある、平成18年度以前と単純に比較することができない。

図2 機能別社会保障給付費の推移

